

## 妊産婦等に対する分娩取扱施設等への 交通費支援



小谷村には産科や小児科を受診できる医療機関がないため、近隣市町村の産婦人科等を受診していただくことになります。各種健診等の移動にかかる交通費の助成を行うことにより、妊婦さん産婦さんの経済的負担の軽減を図ります。

対象者

小谷村に住民票がある妊婦・産婦・乳児 等

助成額

移動に要した費用の8割（2割は自己負担）



助成の要件

- ①妊婦健診
- ②出産
- ③産婦健診
- ④乳児健診
- ⑤産後ケア
- ⑥不妊治療

左記の通院について、  
おおむね60分以上かかる  
直近の医療機関への交通費

### ●対象となる交通費について

①③④⑤⑥は自家用車または電車・バスなどの公共交通機関、②は左記に加えタクシーも可とする。

### ●通院回数の上限について

①14回、②1回、③2回、④2回、⑤7回、⑥10回、とする

### ●かかった費用の計算方法について

- ・自家用車の場合は、直近の医療機関への距離数×役場規定の距離単価（年度で変わります）をもとに算出、電車やバス等の公共交通機関の場合は、直近の医療機関への運賃をもとに算出
- ・タクシーの場合は、領収書の金額を病院への距離数で割り、直近の医療機関への距離を掛けた金額とする

### ●直近の医療機関について

①③④⑤は市立大町総合病院、②は板倉レディースクリニック、⑥は篠ノ井総合病院とする。

※里帰りでの通院・出産についても60分以上かかる場合は対象となりますが、領収証および明細書の提出が必要です（妊婦受診券を利用した受診の場合は明細書は不要）。

※妊娠中に転入した場合は転入日以降の通院を対象とし、転出した場合は転出日までの通院が対象となります。

## 申請方法

別添の交付申請書（様式1）および該当する別紙様式（①～⑥）を提出していただきます。その内容を審査し、助成の可否を決定します。

なお、県内医療機関（糸魚川総合病院を含む）で受診票を使用した場合は、利用履歴をこども家庭センターで確認できますが、（ア）県外医療機関受診の場合、（イ）①妊婦健診において受診票の利用のない受診（医師の指示等により通院回数が増えた場合）は、医療機関の領収証および明細書の提出をお願いいたします。

また、移動手段が自家用車以外の場合は、公共交通機関やタクシー等の領収書が必要です。

## 申請期限

### ①～④【妊婦健診、出産、産婦健診、乳児（1か月児）健診】

出生届の際に申請書をお渡しします。乳児健診受診の2か月後を目安に申請してください。

※④の乳児健診は、1か月児健診に加え、出生時に配布するピンク色の受診券（3～11か月での利用が可能）を利用した際も対象になります。利用の際はご相談ください。

### ⑤【産後ケア】

利用申請の際に申請書をお渡しします。利用後1か月以内に申請してください。

### ⑥【不妊治療】

不妊治療費助成申請の際に交通費についての申請書をお渡しします。

（交通費助成の対象になる治療と対象にならない治療がありますのでご相談ください）

### 【お問い合わせ】

小谷村こども家庭センター

電話：0261-82-2400

FAX：0261-82-3164